

大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻放射性同位元素等使用施設放射線障害予防規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）の規定に基づき、大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻（以下「保健学専攻」という。）放射性同位元素等使用施設の放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染されたもの（以下「放射性同位元素等」という。）及び高エネルギー放射線発生装置の取扱いを規制し、これらによる放射線障害を防止し、安全を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総長 法人の代表である学長
- (2) 放射線施設 保健学専攻放射性同位元素等使用施設
- (3) RI施設 保健学専攻放射性同位元素等使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設
- (4) 高エネ施設 保健学専攻放射性同位元素等使用施設の高エネルギー放射線発生装置使用施設
- (5) RI 放射性同位元素
- (6) 放射線発生装置 高エネルギー放射線発生装置
- (7) 立入者 管理区域に立ち入るすべての者
- (8) 汚染物 RIで汚染された物及び汚染されたおそれのある物
- (9) 放射性廃棄物 RI及び汚染物の廃棄物
- (10) 協会 日本アイソトープ協会
- (11) 施行規則 昭和35年総理府令第56号

(専攻長への委任)

第2条の2 医学系研究科長は、放射線施設の管理運営に関する事項について、保健学専攻長（以下「専攻長」という。）に委任するものとする。

(放射線障害防止に関する組織及び職務)

第3条 保健学専攻における放射線障害防止に関する組織は、別図に掲げるとおりとする。

第4条 放射線障害防止について必要な事項を企画審議するために、保健学専攻に放射線安全委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第5条 法に基づき、放射線施設に放射線障害の発生の防止について、監督を行わせるため、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を置く。

- 2 主任者の選任については、保健学専攻の教員のうち、第1種放射線取扱主任者免状を有する者の中から総長が行うものとし、総長はこれを専攻長に専決させるものとする。
- 3 主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができないときは、その期間中職務を代行させるため、放射線取扱主任者の代理者を置く。放射線取扱主任者の代理者の選任についても、前項の規定を準用する。
- 4 前2項に掲げる選任を行った場合は、総長に届出るものとする。
- 5 主任者は、第1項の職務を行うため、次の各号に掲げる実務に当たる。

- (1) 予防規程の改正等への参画
- (2) 法令に基づく申請、届出及び報告の審査
- (3) 立入検査等の立会い
- (4) 専攻長に対する意見の具申
- (5) 委員会の開催の要求

- (6) 使用状況等並びに放射線施設、帳簿及び書類等の監査
- (7) 関係者に対する関連法令、予防規程の遵守のための指示
- (8) 危険時等の対策及び措置
- (9) その他放射線障害防止に関する必要事項

6 専攻長は法第36条の2の規定に基づき、主任者に選任後1年以内（選任前1年以内に受講していた者は、その受講後3年以内）、その後は3年以内ごとに、定期講習を受講させなければならない。

7 主任者の職務を総括・R I施設の運用・管理に関する事項、高エネ施設の運用・管理に関する事項とに分担してこれを行う。ただし、どちらかの主任者がその職務を行うことができない場合には、他の主任者がこれを補う。

8 放射線施設の維持・管理並びにR I等を安全管理し、放射線障害の発生を防止するため保健学専攻に管理室を置く。

（取扱責任者）

第6条 専攻長は、放射線業務従事者として登録している教員の中から取扱責任者を定める。

2 取扱責任者は、主任者の指示のもとに放射線業務従事者に対し、放射線作業について適切な指示を与えるものとする。

（施設管理責任者）

第7条 放射線施設の維持及び管理のため、施設管理責任者を置く。

2 施設管理責任者として保健学事務室長をもって充てる。

3 施設管理責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 施設構造の維持に関する業務
- (2) 電気設備の維持に関する業務
- (3) 給排気設備、給排水設備の維持に関する業務

（安全管理責任者）

第8条 放射線管理に関する業務を総括するために、保健学専攻にR I安全管理責任者、高エネルギー安全管理責任者を置く。

2 各安全管理責任者は、専攻長が委嘱する。

（安全管理担当者）

第9条 放射線管理業務を行うため、R I安全管理業務担当者、高エネルギー安全管理業務担当者及び安全管理事務担当者を置く。

2 各安全管理業務担当者は、専攻長が委嘱する。

3 安全管理事務担当者として研究支援係長をもって充てる。

4 R I安全管理業務担当者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 管理区域に立ち入る者の入退記録、放射線被ばく、放射能汚染防止に関する管理
- (2) 放射線施設に係る放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定及び記録
- (3) 放射線管理用測定器の保守管理
- (4) 放射性同位元素等の受入れ、払出し、使用、保管、廃棄及び運搬に関する管理
- (5) 放射線作業の安全取扱いに係る技術的事項に関する業務
- (6) 放射線業務従事者に対する教育訓練の実施
- (7) 放射性廃棄物の管理、引き渡し及び処理に関する業務
- (8) 放射線業務従事者に対する健康診断、放射線被ばく及び教育訓練の記録
- (9) 管理区域の外に通ずる扉、R I貯蔵室及び廃棄保管室の扉の鍵の管理

5 高エネルギー安全管理業務担当者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 大型機器共同実験室及びリニアック操作室に立ち入る者の入退記録、放射線被ばくに関する管理

- (2) 高エネ施設に係る放射線の量の測定及び記録
- (3) 放射線管理用測定器の保守管理
- (4) 放射線発生装置の使用及び使用記録に関する管理
- (5) 放射線発生装置の点検に関する業務
- (6) 放射線発生装置の安全取扱いに係る技術的事項に関する業務
- (7) 管理区域の外に通ずる扉の鍵の管理

6 安全管理事務担当者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 放射線業務従事者に対する健康診断、放射線被ばく及び教育訓練の通知
- (2) 法令で定める記録の保管
- (3) 関係法令に基づく申請、届出等の事務手続き、その他関係省庁との連絡等事務的事項に関する業務
(登録)

第10条 保健学専攻において、R I又は放射線発生装置の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事しようとする者は、大阪大学放射性同位元素等取扱者登録実施要項により申請し、登録されなければならない。

2 前項の規定により登録された者以外の者は、放射線業務に従事し、又は放射線施設若しくは管理区域に立ち入ってはならない。ただし、放射線施設又は管理区域に、主任者の許可を受けて一時的に立ち入る者はこの限りでない。

3 専攻長は、主任者の助言に基づき、必要に応じて登録を抹消することができる。

(点検)

第11条 施設管理責任者及び各安全管理責任者は、放射線施設を法令に定める技術上の基準に適合させるため、6月を超えない期間ごとに所定の要領に従い点検を行い、その結果を記録する。

2 前項の点検により異常を認めたときは、修理等必要な措置を講ずるとともに、異常の内容及び講じた措置を主任者及び専攻長に報告するものとする。

3 安全管理事務担当者は、放射線管理状況報告書を作成して専攻長に提出し、総長を通じて所定の期日までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

4 専攻長は、管理区域の外に通ずる扉、R I貯蔵室及び廃棄保管室の扉を施錠し、R I安全管理業務担当者及び高エネルギー安全管理業務担当者にその鍵を厳重に管理させ、これらの扉を出入りした者の氏名、所属及び出入りの日時を記録させなければならない。

(管理区域に関する遵守事項)

第12条 立入者は、主任者が法令等に基づいて行う放射線障害の防止に関する指示に従わなければならない。

2 管理区域に一時的に立ち入る者は、主任者の許可を得なければならない。

3 立入者は、管理区域への立入りに際しては、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 管理区域内立入記録簿に所定の事項を記録すること。
- (2) 個人被ばく線量計等の適切な放射線測定器を着用して、継続して測定すること。ただし、管理区域に一時的に立ち入る者であって放射線業務従事者でないもの（以下「一時立入者」という。）にあっては、外部被ばく又は内部被ばくにおいての実効線量について100マイクロシーベルトを超えるおそれのないときはこの限りではない。
- (3) 専用の履物を使用し、必要に応じて専用の作業衣を着用すること。
- (4) 管理区域内では、飲食、喫煙、化粧等R Iを体内に摂取するおそれがある行為を行わないこと。
- (5) R Iを体内摂取した時、又はそのおそれのあるときは、主任者の指示に従うこと。

- (6) 退出する時は、汚染検査室において身体、衣服及び履物等の汚染の有無を調べ、汚染のある時は、除染を行い、もし除染が出来ない場合は主任者の指示に従うこと。
- (7) 管理区域から器具等を持ち出す場合には、表面密度限度の10分1以下であることを確認すること。

4 安全管理責任者は、管理区域の入口にR I又は放射線発生装置の取扱いに関する注意事項及び貯蔵室の目のつきやすい場所に放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示しなければならない。

(放射線発生装置に係る管理区域に立ち入る者の特例)

第12条の2 放射線発生装置の運転を工事、改造、修理もしくは点検等のために七日以上の期間停止する場合における当該放射線発生装置に係る管理区域又は放射線発生装置を当該放射線発生装置に係る管理区域の外に移動した場合における当該管理区域の全部又は一部（外部放射線に係る線量が原子力規制委員会が定める線量を超え、空気中の放射性同位元素の濃度が原子力規制委員会が定める濃度を超え、又は放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が原子力規制委員会が定める密度を超えるおそれのない場所に限る。）については、管理区域でないものとみなす。

2 前項の規定により管理区域でないものとみなされる区域においては、標識の近く及び当該区域の境界に設けるさくその他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設の出入口又はその付近に、放射線発生装置の運転を停止している旨又は放射線発生装置を設置していない旨その他必要な事項を掲示しなければならない。

第13条 主任者は、R I等及び放射線発生装置の取扱方法が安全管理上好ましくないと認められる者に対し、管理区域からの退去又はR I等及び放射線発生装置の使用禁止等必要な措置を講ずることができる。

(R Iの移動と事前承認)

第14条 R I施設で使用するR Iを購入する場合、又はR I、汚染物並びに放射性廃棄物を外部から搬入し、もしくは外部へ搬出する場合には、それぞれの種類、数量、日時及び性状等についてあらかじめ所定の手続きにより主任者の承認を得なければならない。

2 R I等を運搬しようとする場合は、大阪大学放射性同位元素等運搬要項により行わなければならない。

3 前2項の取扱いについては、作業ごとに取扱責任者を定めるものとし、取扱責任者は、主任者の指導のもとに、当該従事者に対し適切な指示を与えるものとする。

(R Iの登録)

第15条 R I施設で使用又は保管するR Iは、すべて所定の方法により登録しなければならない。

(R I及び放射線発生装置の使用)

第16条 R I及び放射線発生装置の使用に際しては、次の各号に定める事項を厳守するほか、主任者の指示に従わなければならない。

- (1) R Iの使用に当たっては取扱責任者を定め、それぞれの種類に応じて指定された場所においてのみ使用すること。また、取扱責任者は、放射線業務従事者に適切な指示を与えること。
- (2) 一日最大使用数量の10分の1以上のR Iを使用する予定の作業は、事前に主任者に申告し、必要な指示を受けて行うこと。
- (3) R Iの使用に際しては、所定の帳簿に必要事項を記入すること。
- (4) 経験の少ない者は、R Iの取扱いに関して十分な知識と経験を有する者の同伴を得て作業を行うこと。
- (5) 夜間、休日等には単独で作業を行わないこと。
- (6) 使用に際して生じる排気、排水を含む廃棄物の種類と量及び周囲に与える汚染等の予想を

立て、処理方法を計画しておくこと。

- (7) 使用する核種とその数量、それに伴う放射線の種類と線量、遮蔽の方法とその効果、取扱物質の性質、特にその空气中飛散の可能性、取扱操作の方法、所要時間等に関する調査検討を行い、被ばくに対する事前評価を励行し、放射線障害の発生するおそれの最も少ない使用方法を採用すること。
- (8) 放射線の量、空气中濃度又は身体、着衣及び周囲の物の表面汚染について、適切な測定機器を用いて測定を行いながら作業すること。特に、予想外の事態の発生には注意すること。
- (9) 作業室内の換気が正常に行われていることを確認すること。
- (10) R I を含む気体、粉塵等を飛散させるおそれのある作業を行うときには、グローブボックス又はフード内で換気装置を働かせること。飛散のおそれのある試料には加湿、浸油あるいはカバーをかけるなど飛散を防止する対策を講じること。
- (11) 汚染のおそれのある物品の表面は、ポリエチレンろ紙、ポリエチレンシート、粘着テープ、ペンキ、ワックスなどによって覆い、除染を容易にできる対策をたてておくこと。
- (12) R I の容器には、取扱中は必ず所定の標識を付けて、R I の所在を明示すること。
- (13) 容器の破損、転倒等の事故により、汚染が広がるおそれのあるときは、バットなどの受皿を準備すること。
- (14) 取扱いに当たっては、原則として、防護衣、帽子、手袋、マスク、眼鏡及びハンドクリーム等の使用により、できるかぎり人体の汚染を防止すること。
- (15) 液体状のR I をピペット等で吸い上げる場合は、口で吸い上げないこと。
- (16) 固体状のR I を取り扱う場合には、ピンセット及び鉗子等適当な器具を用いること。
- (17) 多量のR I の飛散又は広範囲の汚染に気付いたときには、直ちに管理室に通報し、応急の措置を講じること。
- (18) 身体の汚染は、即刻除去すること。
- (19) 身体の除染には、ぬるま湯、浴用石鹸、中性洗剤又は柔らかいブラシ等によりできるだけ皮膚を傷めない方法を用いること。
- (20) 除染操作は、適切な測定により、常にその有効性を確かめつつ行うこと。
- (21) 汚染を発見した者は、できるだけ周囲の人の協力を得て、二次汚染の拡大及び無駄な廃棄物の発生の防止に留意しつつ、除染作業を行うこと。
- (22) R I によって汚染され、表面密度限度を超えた物及びその物が置かれた場所には、所定の標識を掲げること。
- (23) 汚染事故は、その終始を記録に残すこと。
- (24) R I の購入と譲受けは、本放射線施設で承認を受けている核種と貯蔵能力の範囲内で行うこと。
- (25) 購入に際しては、所定の用紙に必要事項を記入のうえ、主任者の承認及び指示を受けること。
- (26) 相手方からR I を譲り受ける場合は、事前に主任者に連絡し、承認を受けること。ただし、使用承認核種及び数量の範囲内に限る。相手方に譲り渡す場合も事前に主任者に連絡し、承認を受けること。
- (27) 放射線発生装置は、委員会が承認した者が操作を行うこと。
- (28) 放射線発生装置の使用は、事前に主任者の承認を受けなければならない。
- (29) 放射線発生装置の使用の際には、操作を行う者のほか、放射線業務従事者1名以上の計2名以上で行うこと。
- (30) 放射線発生装置の使用前に大型機器共同実験室内に人がいないことを確認すること。
- (31) 放射線発生装置により放射線を照射している時は大型機器共同実験室の入口に「照射中」の表示をすること。

- (32) 大型機器共同実験室に立ち入る場合は、放射線の照射中ではないことを確認すること。
- (33) 常に安全な方法で放射線発生装置を操作するよう努めること。
- (34) 放射線発生装置により放射線を照射している時は、常に大型機器共同実験室及び制御盤の監視を怠らないこと。
- (35) 放射線発生装置の使用に関する必要事項を記帳すること。

(R I の保管)

第17条 R I の保管に際しては、次の各号に定める事項に従って行うほか、主任者の指示に従わなければならない。

- (1) R I の保管に当たっては、取扱責任者を定め、すべて指定されたR I 保管場所にて行うこと。
 - (2) R I の保管に際しては、所定の帳簿に必要事項を記入すること。
 - (3) R I は、こぼれにくく、かつ、浸透しにくい容器に入れ、さらに受皿を用いるなど、汚染を防ぐ十分な措置を講じること。
 - (4) 保管容器の表面には、その内容物の登録番号、種類、数量、取扱責任者名等を表示すること。
 - (5) R I の保管には、その種類及び数量に応じて適当な遮蔽をほどこし、人が立ち入る場所に6マイクロシーベルト毎時以上の放射線の洩れが生じないようにすること。ただし、通常の方法でこの基準によりがたい時は、その付近に人が容易に近づかないように適切な措置を講じること。
 - (6) 空気を汚染するおそれのあるR I を保管する場合には、これを気密な容器に入れることにより、貯蔵施設内の人が呼吸する空気中のR I の濃度が空気中濃度限度を超えないようにすること。
- 2 主任者は、貯蔵施設の貯蔵能力を超えてR I を保管しないように監督しなければならない。
- 3 保管中のR I は、R I 安全管理責任者が定期的に確認すること。

(R I の廃棄)

第18条 R I、汚染物又は放射性廃棄物は、通常の廃棄物と混合して廃棄してはならない。

- 2 R I、汚染物又は放射性廃棄物の廃棄に際しては、次の各号に定める事項に従って行わなければならない。
- (1) 放射性廃棄物の保管廃棄は、指定された廃棄保管室で行うこと。
 - (2) R I 等の廃棄に際しては、所定の帳簿に必要事項を記入し、廃棄物の表面に所定の事項を記入すること。
 - (3) 放射性廃棄物は、可能な限り協会への引き渡しとすること。ただし、協会へ引き渡しできない核種、形状等の放射性廃棄物が生じた場合は、主任者の指示する分類及び方法に従って保管廃棄すること。
 - (4) 放射性廃棄物は、協会指定の分類に合うように所定の容器等に保管廃棄すること。その際、できるだけ体積を小さくするように努めること。
 - (5) 液体状放射性廃棄物は、原則として流しに放流しないこと。
 - (6) 気体状放射性廃棄物の処理又は高レベル放射性廃棄物の処理については、主任者の指示を受けなければならない。

(測定)

第19条 放射線の量、放射性同位元素による汚染の状況等についての測定は、次の各号について行わなければならない。

- (1) 放射線の量
 - イ R I 施設（作業室、貯蔵室、廃棄保管室、排気設備、排水設備、汚染検査室）
 - ロ 高エネ施設

ハ 管理区域の境界

ニ 事業所の境界

(2) R Iによる汚染の状況の測定（表面密度、空气中又は水中濃度）

イ 作業室

ロ 貯蔵室

ハ 廃棄保管室

ニ 排気設備の排気口

ホ 排水設備の排水口

ヘ 汚染検査室

ト 管理区域の境界

2 前項の測定は、作業開始前に1回、作業開始後にあつては1月を超えない期間ごとに1回行わねばならない。ただし、排気、排水設備については排気又は排水の都度行う。

3 また、前項の規定にかかわらず、汚染の生じたと考えられる場合にはその都度測定する。

4 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量率又は1センチメートル線量当量について行うものとする。

5 第1項の測定は、放射線測定器を用いて行うものとする。ただし、この測定が測定器によりがたいときは計算により行うことができる。

第20条 放射線業務従事者は、個人被ばく線量測定のための放射線測定器を着用し、着用期間終了ごとに安全管理業務担当者に提出しなければならない。その際、外部被ばく線量の測定は大阪大学個人被ばく線量の測定要項により行い、放射線測定器を用いて測定することができない場合は、計算によって算出することとする。また、内部被ばく線量についても同要項により行うものとする。

2 前項により提出された放射線測定器は、主任者の指示に従い、線量計測業者もしくは管理室が測定するものとする。

3 放射線業務従事者が他の使用施設で放射線作業を行うときも、前2項に準ずるものとする。

4 第2項及び第3項の測定結果は、専攻長が管理し、保健学専攻において保管する。また、専攻長は、その記録の写しを記録の都度、本人に交付しなければならない。

5 医学系研究科（保健学専攻に限る）以外の部局に登録された放射線業務従事者の個人被ばく線量は、所属部局の主任者の指示のもとに所属部局において測定するものとし、当該部局長は、その記録の写しを記録の都度、専攻長に提出するものとする。

（教育訓練）

第21条 専攻長は、放射線業務従事者に対して、初めて管理区域に立ち入る前又は放射線取扱業務に従事する前については、法に定める項目及び時間数の教育訓練を、管理区域に立ち入った後又は放射線取扱等業務の開始後にあつては1年を超えない期間ごとに法に定める教育及び訓練を実施しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法に定める項目の一部又は全部について十分な知識及び技能を有すると専攻長が認める者については、当該項目についての教育及び訓練を免除することができる。

3 専攻長は、管理区域に一時的に立ち入る者を一時立入者として承認する場合は、当該立入者に対して放射線障害の発生を防止するために必要な教育を実施しなければならない。

（放射線業務従事者の転出等の際の措置）

第21条の2 専攻長は、放射線業務従事者が配置換、転出又は退職等により異動する場合は、当該放射線業務従事者の取扱等に係るR I等の他の放射線業務従事者への引継、廃棄その他必要な措置を講じなければならない。

（健康診断）

第22条 専攻長は、大阪大学放射性同位元素等取扱者の健康診断実施要項により健康診断を放射線業務従事者に受けさせ、その記録の写しをその都度、本人に交付しなければならない。ただし、医学系研究科（保健学専攻に限る）以外の部局に所属する放射線業務従事者にあつてはその所属部局長が行い、その結果を専攻長に報告するものとする。

2 専攻長は、前項の放射線業務従事者の健康診断の結果に応じ、大阪大学保健センター長及び主任者の意見に基づき放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対して、その程度に応じ次の措置をとる。

要注意 作業時間の短縮

作業の内容制限

要制限 配置転換

要療養 休養加療

3 健康診断の結果の写しは、専攻長が管理し、保健学専攻において保管する。

（記帳及び保存）

第23条 安全管理責任者は、別に定める様式に従い、安全管理に必要な帳簿を備え、必要事項を確実に記帳させなければならない。

2 RI等の安全管理に必要な帳簿は次に掲げるものとする。

(1) RIの受入れ、払出しに関する帳簿

(2) RI使用に関する帳簿

(3) RI保管に関する帳簿

(4) RI廃棄に関する帳簿

(5) RI運搬に関する帳簿

(6) 放射線の量及び汚染の測定に関する帳簿

(7) 放射線業務従事者の被ばく線量の測定に関する帳簿

(8) 放射線業務従事者の健康診断に関する帳簿

(9) 教育訓練に関する帳簿

(10) 放射線業務従事者の登録に関する帳簿

(11) 管理区域立入記録

(12) 施設の保守点検記録

(13) 第11条第4項に定める記録

3 放射線発生装置の安全管理に必要な帳簿は次に掲げるものとする。

(1) 放射線発生装置の使用に関する帳簿

(2) 高エネ施設に関する放射線の量の測定に関する帳簿

(3) 大型機器共同実験室及びリニアック操作室への立入記録に関する帳簿

(4) 放射線発生装置並びに大型機器共同実験室及びリニアック操作室の点検に関する帳簿

4 主任者は、帳簿を点検する。

5 帳簿は、毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖するものとし、放射線業務従事者の被ばく線量の測定に関する帳簿並びに健康診断に関する帳簿は保健学専攻において永年保存し、その他は5年間保存する。

（地震等の災害時における措置）

第24条 地震、火災その他の災害が起こった場合には、別表1に定める連絡通報体制に従い、直ちに連絡及び通報しなければならない。

2 専攻長は、前項の通報を受けたときは、直ちに放射線施設を点検しなければならない。

3 地震については、気象庁の発表する震度4以上のものを対象とする。

（危険時の措置）

第25条 地震、火災その他の災害により放射線障害の発生するおそれのある場合又は放射線障

害が発生した場合には、別表 1 に定める連絡通報体制に従い、直ちに連絡及び通報しなければならない。

2 主任者は、前項の通報を受けたときは、直ちに災害の防止、避難警告その他法令の定める応急の措置を講ずるとともに、当該事態が発生した旨を所轄の警察署、専攻長及び原子力規制委員会の担当部局に通報しなければならない。

3 主任者は、緊急事態の通報を受けた場合、次に掲げる措置を講ずるために必要な指示を与えるほか、専攻長に状況を報告しなければならない。

(1) 放射線障害を受けた者又はそのおそれがある者がいる場合は、速やかに救出するとともに、その付近の者を避難させること。

(2) 汚染が生じた場合又はそのおそれがある場合には、汚染の拡散又は発生の防止に努めるとともに、関係者以外の者をその場所に接近させないようにすること。

(3) RI を他の安全な場所に移す余裕がある場合には、これを移した後、その周囲に縄張り、標識等を設け、かつ見張り人をつけ、関係者以外の立入を禁止するなど、放射線障害の拡大防止に留意すること。

(4) 緊急作業に従事する者は、主任者の指示に従うこと。

4 専攻長は、緊急作業に従事した者に対し、必要と認められる場合は、事後速やかに健康診断を受けさせなければならない。

(事故時の措置)

第 26 条 第 1 号から第 8 号までに掲げる事故が発生したときは、別表 2 に定める連絡通報体制に、第 9 号に掲げる事故が発生したときは別表 3 に定める連絡通報体制に従い、直ちに連絡及び通報しなければならない。

(1) RI の盗取又は所在不明が発生した場合

(2) 気体状の RI 等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、施行規則第 19 条第 1 項第 2 号の濃度限度又は線量限度を超えたとき。

(3) 液体状の RI 等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、施行規則第 19 条第 1 項第 5 号の濃度限度又は線量限度を超えたとき。

(4) RI 等が管理区域外で漏えいしたとき（施行規則第 15 条第 2 項の規定により管理区域の外において密封されていない RI の使用をした場合を除く。）。

(5) RI 等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。

(ア) 漏えいした液体状の RI 等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。

(イ) 気体状の RI 等が漏えいした場合において、空气中濃度限度を超えるおそれがないとき。

(6) 施行規則第 14 条の 7 第 1 項第 3 号の線量限度を超え、又は超えるおそれがあるとき。

(7) RI 等の使用、その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては 5 ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては 0.5 ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれがあるとき。

(8) 放射線業務従事者について実効線量限度及び等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。

(9) 管理下でない RI 等が発見されたとき。

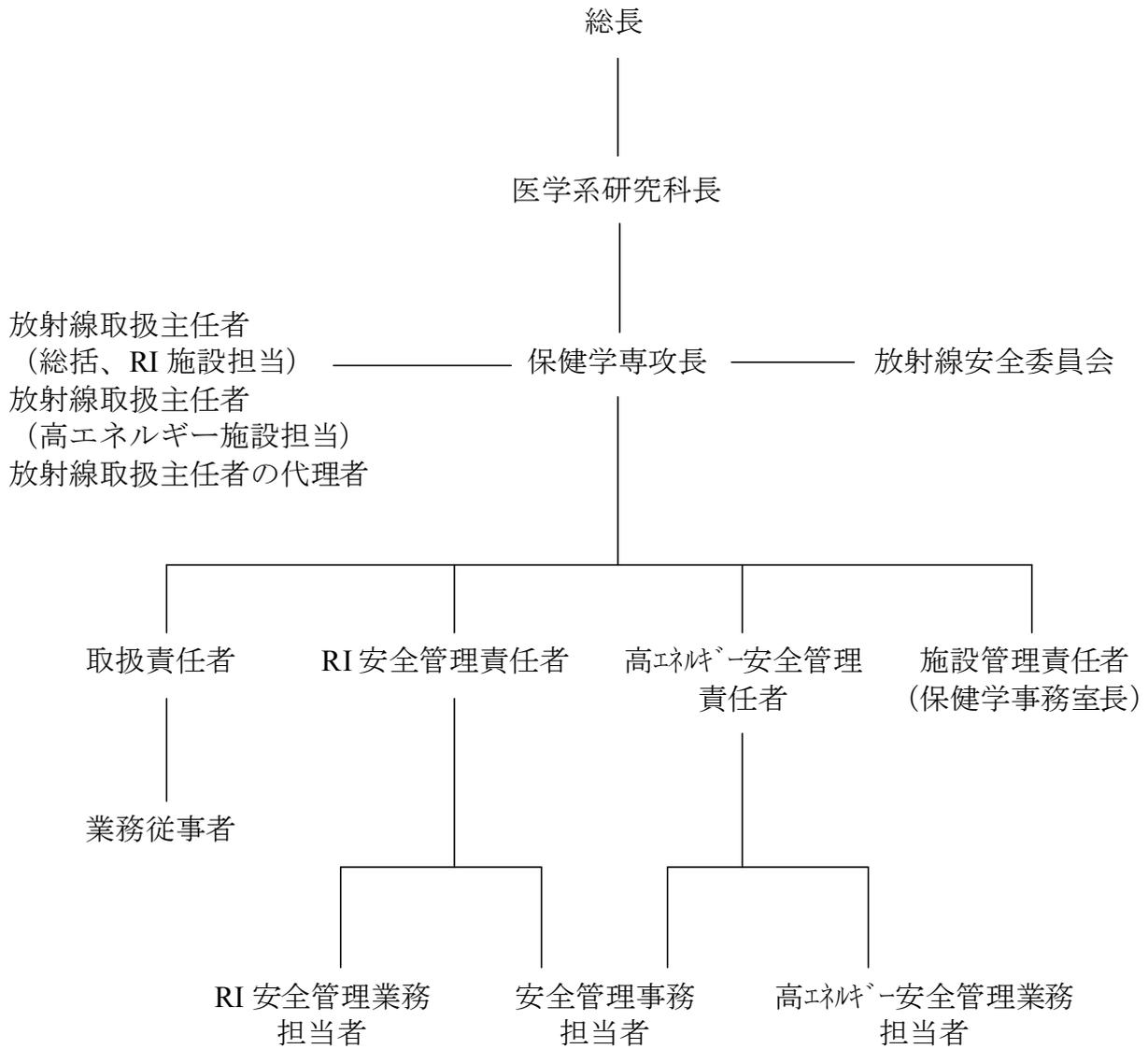
2 専攻長は、第 1 項第 1 号に掲げる事故の通報を受けたときは、直ちに、その旨を所轄の警察署に通報しなければならない。

附 則

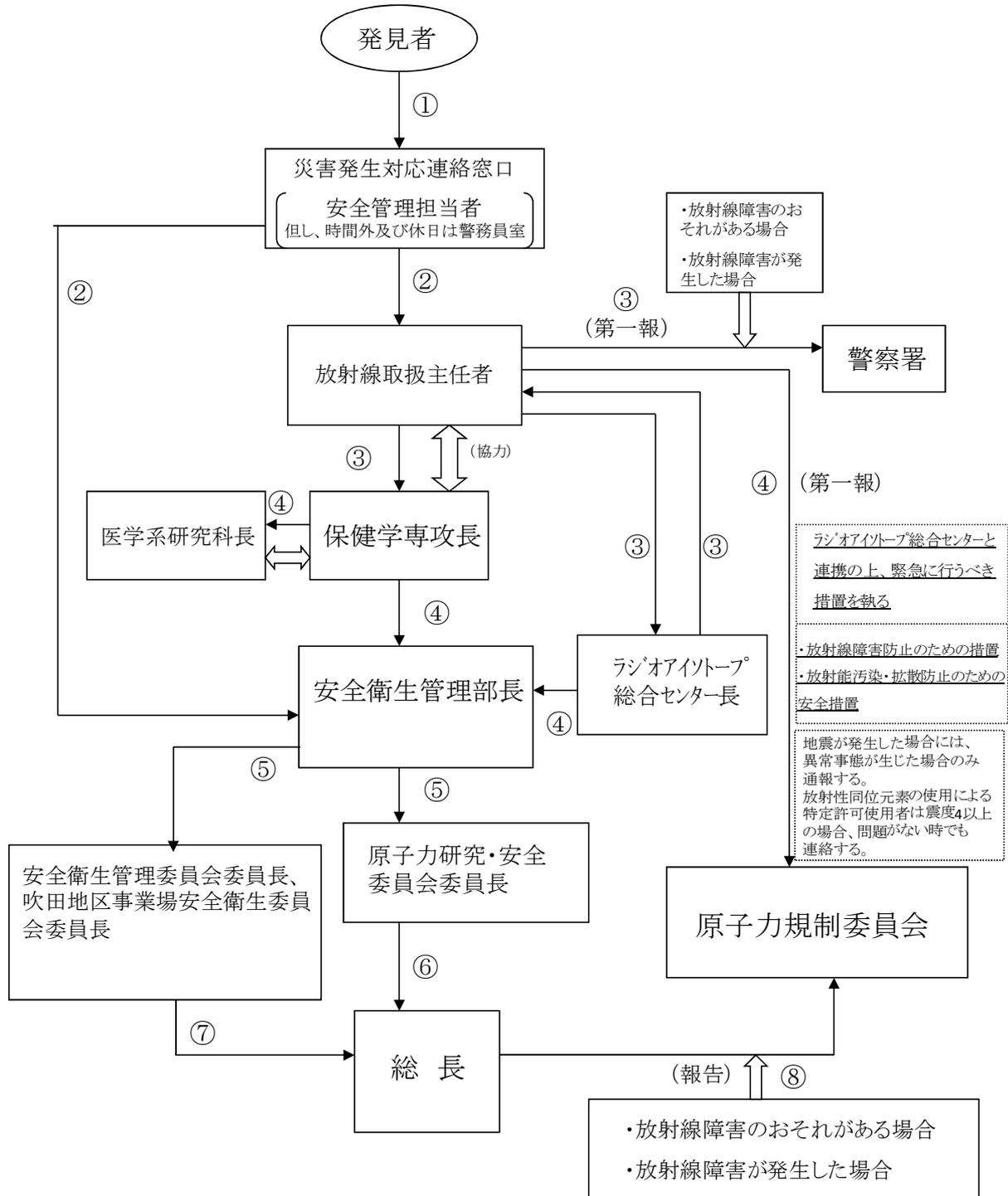
- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 大阪大学医学部保健学科放射性同位元素使用施設放射線障害予防細則（平成9年4月1日制定）は、廃止する。
 - 附 則
この改正は、平成16年4月1日から施行する。
 - 附 則
この改正は、平成17年4月1日から施行する。
 - 附 則
この改正は、平成18年4月1日から施行する。
 - 附 則
この改正は、平成19年10月11日から施行し、平成19年10月1日から適用する。
 - 附 則
この改正は、平成22年4月8日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
 - 附 則
この改正は、平成22年9月10日から施行する。
 - 附 則
この改正は、平成23年12月1日から施行する。
 - 附 則
この改正は、平成24年4月1日から施行する。
 - 附 則
この改正は、平成25年4月1日から施行する。
 - 附 則
この改正は、平成27年9月3日から施行する。

別 図

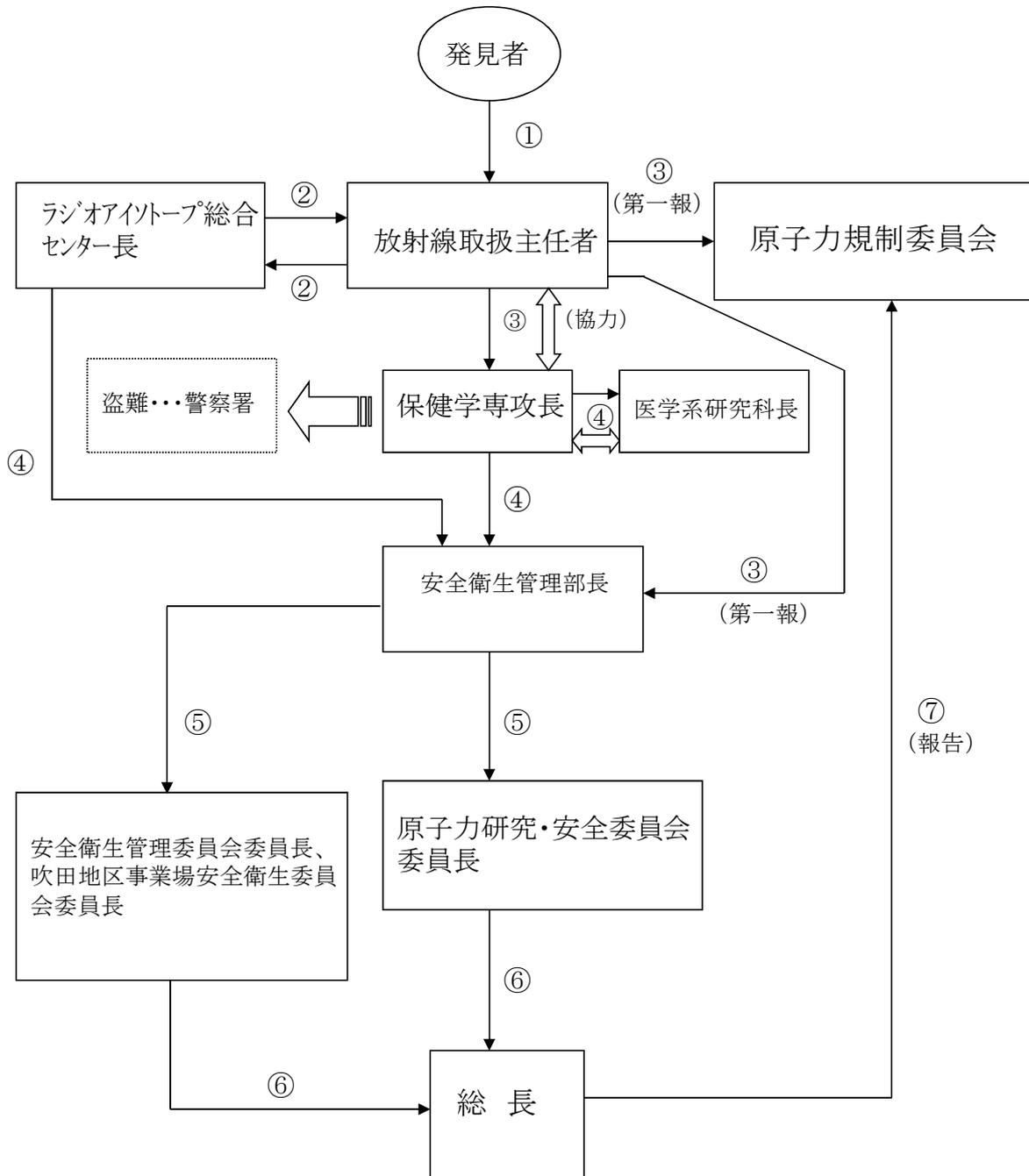
大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻放射線施設組織図



別表1(第24条第1項及び第25条第1項関係)



別表2(第26条第1項関係)



別表3(第26条第1項関係)

